



障害者相談支援事業における消費税法上の取扱誤認について

委託により実施している、障害者相談支援事業等において、消費税が非課税の社会福祉事業として取り扱っていたことが誤りであったことが判明しました。

1 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、市町村は地域生活支援事業である障害者相談支援事業を行うこととされており、本市では、社会福祉法人等に委託（以下「委託相談事業」という。）し、消費税が非課税となる社会福祉事業として取り扱っていました。

本年10月4日付けで、国から「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱等について」が発出され、委託相談事業は、社会福祉法上の「社会福祉事業」には該当せず、税務上の取扱は課税であることが示されました。そこで、これまでの委託事業の内容を確認したところ、社会福祉事業として消費税を非課税としていた誤った委託事業が次のとおりあることが判明しました。

については、今後、過去5年間及び本年度分について課税扱いとして是正します。

2 対象法人等

委託相談事業 9法人 (11契約)
 それ以外の委託事業 1法人 (2契約)

3 対象期間及び事業費

(単位:円)

	委託料	未払い(過年度)分の消費税	延滞税及び未申告加算税
H30	89,239,169	6,974,012	未定 (各事業者が修正申告を することで確定)
R1	81,150,382	6,316,349	
R2	82,301,996	7,998,598	
R3	82,146,232	7,959,503	
R4	82,716,889	8,015,504	
R5	79,532,440	7,625,273	
計		44,889,239	未定

4 原因

委託相談事業等を消費税法で非課税とされる社会福祉事業であると誤認していたため

5 対応状況及び今後の対応

- (1) 呉税務署で状況を確認したところ、受託事業者が修正申告を行い消費税を納税することで延滞税が確定するということを確認しました。
- (2) 受託事業者を訪問し、経緯の説明を行い、修正申告の依頼を行いました。
- (3) 各事業者の修正申告により、本来支払うべきであった消費税相当額に延滞税等を加えた額が確定した後、各事業者へ支払うための準備を行います。

6 再発防止策

契約締結にあたり、毎回関係法令等を確認し、誤認のないよう努めます。